

石油連盟定款の変更について

石油連盟は、1955年の設立以来長く「石油」を事業対象としてきました。近年カーボンニュートラルへの対応が求められる中、会員企業の事業ポートフォリオが石油以外にも拡大し、石油連盟の役割も変化してきております。このため、杉森会長の指示を受け検討した結果、新たに合成燃料等を事業の対象として追加することとし、それに伴う定款変更を本日決定しました。

今回の事業対象の見直しは、石油連盟設立以来初めての大改革となります。今後、組織の見直し等も順次進め、石油の安定供給の確保に引き続き努めると共に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを強化していきます。

定款の主な変更内容（赤字部分が改訂内容(新規に追加)）

1. 目的に「サステイナブル」を追加するとともに、事業対象を合成燃料、水素、その他の新燃料等に拡大

第1条 本連盟は、石油業の健全な発達を図り、もって国民経済のサステイナブルな発展に寄与することを目的とする。

2 石油には、合成燃料、水素、その他CCS/CCUS等のカーボンニュートラル関連技術により低炭素化・脱炭素化した新燃料等を含む。

2. 事業に気候変動問題・カーボンニュートラル関連事項を追加

第4条 本連盟は、第1条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 石油に関する知識の啓発および普及宣伝に関する事項
2. 石油業に関する意見の発表および建議に関する事項
3. 内外石油事情の調査研究および統計に関する事項
4. 石油に係る気候変動問題およびカーボンニュートラルの調査研究に関する事項
5. 大規模石油災害対応体制整備事業等補助事業に関する事項
6. 会員会社相互の連絡、融和および親睦に関する事項
7. その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

以上